

○伊佐市公共工事の前金払に関する取扱要綱

平成 25 年 3 月 27 日

告示第 38 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日告示第 31 号

改正 平成 26 年 10 月 17 日告示第 168 号

改正 平成 26 年 12 月 16 日告示第 185 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、伊佐市会計事務規則第 62 条の規定による公共工事に要する経費の前金払の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 前金払(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)附則第 7 条に規定する前金払をいう。以下同じ。)及び中間前金払(地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 3 項に規定する前金払をいう。以下同じ。)の対象となる公共工事は、1 件当たりの契約金額が 300 万円以上のものとする。

(前金払等の額)

第 3 条 前金払をすることができる額は、契約金額の 10 分の 4 以内(土木建築に関する工事の設計、調査及び機械類の製造又は測量については、10 分の 3 以内)とする。

2 公共工事のうち土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計、調査及び機械類の製造を除く。)であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、中間前金払ができることとし、その額は、請負金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、その額は、契約金額の 10 分の 6 に相当する額から既に支払った前金払の額を控除した額を超えないものとする。

- (1) 前金払を受けていること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工事工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(請求等)

第 4 条 前金払又は中間前金払を受けようとする請負者は、公共工事請負金前払申請書(様式第 1 号)又は公共工事請負金中間前払申請書(様式第 2 号)に保証事業会社の発行する保証証書、前払金使途内訳書、請求書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする請負者は、前項に規定する申請の前に、中間前金払認定請求書(様式第 3 号)により、前条第 2 項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、要件のいずれにも該当すると認めるときは、速やかに中間前金払認定調書(様式第 4 号)を請負者に交付するものとする。

(請求単位)

第 5 条 前金払及び中間前金払の請求額に 10 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日告示第 31 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 17 日告示第 168 号)

この告示は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日告示第 185 号)

この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。